

公 示 送 達 書

下記の者、居所不明により、通知書等の送達が不能となったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び鶴岡市市税条例(平成17年鶴岡市条例第67号)第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき文書は総務部課税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 10月 5日

鶴 岡 市 長 佐 藤 聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達する通知書等	氏 名	備 考
1	地方税法の規定による書類	WU SZU TING	
2	地方税法の規定による書類	ALFIA SUKMA LARASATI	
3	地方税法の規定による書類	GREGORIUS RINALDY BAGUS CANDRA YUNDA PRASETYA	
4	地方税法の規定による書類	DANIEL HUTAPEA	
5	地方税法の規定による書類	FASYA FASHIHATUL MAULA	
6	地方税法の規定による書類	YOMITA MISYA	
7	地方税法の規定による書類	LULU WILDEN AZZAHRA	
8	地方税法の規定による書類	JARANTAIBAATAR SARANGEREL	
9	地方税法の規定による書類	BERNADETA TRESNANIRA	
10	地方税法の規定による書類	NABILLA RACHMA KUSUMA	
11	地方税法の規定による書類	DINDA MAULIDA AL ADAWIYAH	
12	地方税法の規定による書類	LUNA APRILIA WARDHANA	
13	地方税法の規定による書類	SHOFIE FISABILLA	
14	地方税法の規定による書類	LAILI MUFARRAHAH	